

砂川市訓令第27号

令和8年4月1日

砂川市ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業実施要綱（平成30年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小学生」を「義務教育学校（市外の小学校等を含む。）6年生」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。